

日本カニ通販協会 定款

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、日本カニ通販協会 (Japan Crab E-commerce Association、略称:JCEA)と称する。

第2条(目的)

本会は、カニの通信販売に関する中立的かつ信頼性の高い情報提供を通じて、消費者が安心して選択できる環境の構築を目的とする。

第3条(事務所)

本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 事業

第4条(事業内容)

目的達成のため、以下の事業を行う。

1. 情報発信(コラム、FAQ、ガイド等)
2. 市場調査の実施とレポート公開
3. 啓発・教育活動
4. その他目的に必要な事業

第3章 会員および役員

第5条(会員)

本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、代表の承認をもって会員となる。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

- 代表 1名
- 事務局長 1名(任意)

第7条(任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議および会計

第8条(会議)

1. 総会を年1回以上開催する。
2. 必要に応じて臨時総会を開く。
3. 総会では定款の改正・事業方針・会計報告などを議決する。

第9条(会計)

1. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
会計は予算および決算を作成し、総会で承認を得る。

第5章 雑則

第10条(定款の変更)

本定款の変更は、総会における過半数の賛成により行う。

第11条(解散)

本会の解散は、総会出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

第12条(残余財産)

解散時の残余財産は、総会で決定のうえ公共性の高い団体に寄付する。

附則(2025年6月20日)

この定款は、2025年6月20日から施行される。